



# 金沢市公報

号外第3号の10

令和7年(2025年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
<b>●公平委員会規則</b>	
○勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則の一部を改正する規則	(公平委員会) 1
<b>●消防局訓令甲</b>	
○消防同意等事務処理規程の一部改正について	(予防課) 1
<b>●公営企業管理規程</b>	
○金沢市水道法施行条例施行規程の一部を改正する規程	(企業総務課) 2
○金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程	( ) 2
○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程	( ) 2
○金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	( ) 4
○金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程	( ) 4
○金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程	( ) 24
○金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程の一部を改正する規程	( ) 25
<b>●病院事業管理規程</b>	
○金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程	(市立病院事務局) 26

## 公平委員会規則

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市公平委員会委員長 山崎正美

### ●金沢市公平委員会規則第1号

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則(昭和27年公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「を準用する」を「の例による」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 消防局訓令甲

### ●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局 署  
消 防 局 署

消防同意等事務処理規程(平成12年消防本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

金沢市消防長 蔵義広

第2条第2項第1号中「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

## 公営企業管理規程

金沢市水道法施行条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市公営企業管理者 松田滋人

### ●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市水道法施行条例施行規程の一部を改正する規程

金沢市水道法施行条例施行規程（平成25年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第6号」を「第3条第8号」に改め、同条第1号中「1年以上、同条第2号の卒業者にあっては2年以上水道」を「2年以上、同条第2号の卒業者にあっては3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（同条第1号の卒業者にあっては1年以上、同条第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同条第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第2号中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市公営企業管理者 松田滋人

### ●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則（昭和32年公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第40条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、「を削る。」

#### 附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を改正後の第40条の2第2項に規定する勤務の制限の初日とする同項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

## ●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

	原水及び浄水費	水源のかん養及び原水の取入れ並びに原水のろ過滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用	を
	給料		
	手当等		
	法定福利費		
	賞与等引当金繰入額		
	厚生福利費		
	原水及び浄水費	水源のかん養及び原水の取入れ並びに原水のろ過滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用	に、
	給料		
	手当等		
	法定福利費		
	賞与等引当金繰入額		
	報酬		
	厚生福利費		
	退職給付費		を
	報酬		に
	退職給付費		に

改める。

別表第3及び別表第4中

	退職給付費	を
	報酬	に
	退職給付費	

改める。

## 附 則

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市企業局会計規程の規定は、令和7年度分からの会計事務について適用し、令和6年度分までの会計事務については、なお従前の例による。

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市公営企業管理 者 松 田 滋 人

#### ●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削る。

第5条第1項中「第3条第1項」を「水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項」に改め、「速やかに」を削り、同項に後段として次のように加える。

法第25条の3の2第1項の指定の更新（第5条第2号において「指定の更新」という。）をしたときも、同様とする。

第5条第2項及び第3項を削り、同条第4項を同条第2項とし、同条を第3条とする。

第5条の2及び第6条を削る。

第7条中「次の各号」を「法第25条の11第1項各号」に、「第3条第1項」を「法第16条の2第1項」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、指定給水装置工事事業者に酌量すべき特段の事由があると認められるときは、管理者は、当該指定の取消しに替えて、1年を超えない期間を定め、当該指定の効力を停止することができる。

第7条各号を削り、同条を第4条とする。

第8条を削る。

第9条第1号中「第3条第1項」を「法第16条の2第1項」に改め、同条第2号中「第5条の2において準用する第3条第1項の規定により」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 法第25条の7の規定による届出（同条に規定する国土交通省令で定める事項の変更に係るものを除く。）があったとき。

第9条第4号中「第7条」を「前条」に、「第3条第1項の指定を取り消した」を「指定給水装置工事事業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止した」に改め、同条第5号を削り、同条を第5条とする。

第10条から第17条までを削り、第5条の次に次の1条を加える。

（研修）

第6条 管理者は、指定給水装置工事事業者による適正な給水装置工事の施行の確保に資するため、指定給水装置工事事業者に対して必要な情報の提供等を行う研修をインターネットの利用その他の適切な方法により定期的に実施するよう努めるものとする。

第18条を第7条とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市公営企業管理 者 松 田 滋 人

#### ●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

## 様式第1号（第2条関係）

(土地所有者住所・氏名)

年度	負担区		整理番号	
----	-----	--	------	--

樣

## 下水道事業受益者申告書

(宛先)

年 月 日

金沢市公営企業管理者

受 益 者 住 所

(土地所有者) ふりがな

氏 名

(署名又は記名押印)

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第2条の規定により、次のとおり申告します。

## 様式第2号（第4条関係）

(表)

(受益者住所・氏名)

年度	負担区		整理番号	
----	-----	--	------	--

樣

## 下水道事業受益者負担金決定通知書

年      月      日

金沢市公営企業管理者 印

あなたの金沢都市計画下水道事業受益者負担金額を決定しました。

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条第3項の規定により通知します。

あなたの土地に係る単位負担金額（ $1\text{ m}^2$ 当たりの負担金額）は です。

負担金決定額 円

期別 年度	1 期	2 期	3 期	4 期
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円

納期	1 期	6 月 1 日 から 6 月 30 日 まで
	2 期	9 月 1 日 から 9 月 30 日 まで
	3 期	12 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
	4 期	3 月 1 日 から 3 月 31 日 まで

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

## 様式第3号（第5条関係）

その1

ア

(表)

下水道事業受益者負担金 納入通知書									
納 期 限		納 期 限		納 期 限		納 期 限		納 期 限	
ただし、									
印									
①納期限までに、金沢市企業局出納取扱金融機関又は金沢市 企業局取扱金融機関へ納付してください。 ②納入通知書は領収証書と併せて保管ください。 ③郵便局では取り扱っておりませんのでご注意ください。									
様									
通 知 書 番 号		年 度	期 別	納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
整 理 番 号				納 付 額	円	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
年 度	期 別			納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
納 付 負 担 額					年 度 別 の 納 付 額				
一 括 報 奨 金 額					年 度 負 担 金 額				
延 滞 金 額					年 度 負 担 金 額				
合 計 額					年 度 負 担 金 額				
納 期 限					備 考				

備考 この様式を、全年一括、一年一括又は翌年以降一括で使用する場合は、注意事項を記載すること。

(裏)

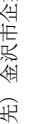
せつめい

この欄には、この負担金を徴収する根拠となった条例の規定の要旨、納付する場所、各納期における納付額を納期限までに納付しなかつた場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

1

この様式の裏面には、納付する場所を記入すること。

४

金沢市企業局		下水道事業受益者負担金		領収済通知書		金沢市企業局 納付書(控)		金沢市企業局 領収証書	
この用紙は下記納期限までに1年分を一括して納付する場合に使用してください。				年度分一括用		下水道事業受益者負担金 年度分一括用		下水道事業受益者負担金 年度分一括用	
通知書番号		整理番号		納付額	△	一括報奨金額	△	延滞金額	△
ご依頼人	様	ご依頼人	様	納付額	円	一括報奨金額	△	合計額	円
納付額	円	納期限	年 月 日	延滞金額	円	合計額	円	上記の金額を領収しました。	金沢市企業局出納取扱金融機関
一括報奨金額	△	領収日付印		納定期限	年 月 日	合計額	円	金沢市企業局出納取扱金融機関	金沢市企業局出納取扱金融機関
延滞金額	△			納定期限	年 月 日	領収日付印	年 月 日	領収日付印	年 月 日
合計額	円			上記のとおり領収しましたので 通知します。	(宛先) 金沢市企業局企業出納員			一括	一括

この様式の裏面には、納付する場所を記入すること。

金沢市企業局		下水道事業受益者負担金		領収済通知書	
				年度 第1期	
通知書番号		整理番号		金沢市企業局	納付書(控)
依頼人		依頼人		下水道事業受益者負担金	年度 第1期
				金沢市企業局 領収証書 下水道事業受益者負担金 年度 第1期	
納付額	円	納付額	円	一括報奨金額	円
一括報奨金額	円	延滞金額	円	合計額	円
延滞金額	円	合計額	円	上記の金額を領収しました。	
合計額	円	納期限	年 月 日	金沢市企業局出納取扱金融機関 金沢市企業局取扱金融機関	
納期限	年 月 日	領収日付印			領収日付印
上記のとおり領収しましたので 通知します。 (宛先) 金沢市企業局企業出納員					
金沢市企業局出納取扱金融機関 金沢市企業局取扱金融機関 (取扱店→本部→金沢市企業局)					

この様式の裏面には、納付する場所を記入すること。

才

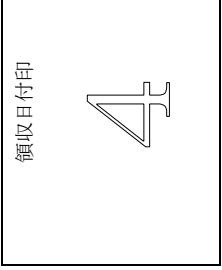
金沢市企業局		下水道事業受益者負担金		領収済通知書		金沢市企業局	納付書(控)	金沢市企業局	領収証書
						下水道事業受益者負担金		下水道事業受益者負担金	
						年度 第2期		年度 第2期	
通知書番号		整理番号		整理番号		整理番号		整理番号	
ご依頼人		ご依頼人		ご依頼人		ご依頼人		ご依頼人	
様		様		様		様		様	
納付額	円	納付額	円	納付額	円	納付額	円	納付額	円
一括報奨金額	円	一括報奨金額	円	一括報奨金額	円	一括報奨金額	円	一括報奨金額	円
延滞金額	円	延滞金額	円	延滞金額	円	延滞金額	円	延滞金額	円
合計額	円	合計額	円	合計額	円	合計額	円	合計額	円
納期限	年 月 日	納期限	年 月 日	納期限	年 月 日	納期限	年 月 日	納期限	年 月 日
		領収日付印		領収日付印		領収日付印		領収日付印	
		2		2		2		2	
上記のとおり領収しましたので 通知します。 (宛先) 金沢市企業局企業出納員									
金沢市企業局出納取扱金融機関 金沢市企業局収納取扱金融機関 (取扱店→本部→金沢市企業局)									
(納付者名) (取扱店名)									

備考 この様式の裏面には、納付する場所を記入すること。

九

**参考備考** この様式の裏面には、納付する場所を記入すること。

ヰ

金沢市企業局		下水道事業受益者負担金		領収済通知書		金沢市企業局	納付書(控)	金沢市企業局	領収証書
						下水道事業受益者負担金		下水道事業受益者負担金	
						年度 第4期		年度 第4期	
通知書番号		整理番号		整理番号		整理番号		整理番号	
ご依頼人		ご依頼人		ご依頼人		納付額		納付額	
様		様		様		一括報奨金額		一括報奨金額	
納付額	円	納付額	円	納付額	円	延滞金額	円	延滞金額	円
一括報奨金額	円	一括報奨金額	円	一括報奨金額	円	合計額	円	合計額	円
延滞金額	円	延滞金額	円	延滞金額	円	納定期限	年 月 日	納定期限	年 月 日
合計額	円	合計額	円	合計額	円	上記の金額を領収しました。		上記の金額を領収しました。	
						金沢市企業局出納取扱金融機関		金沢市企業局出納取扱金融機関	
						金沢市企業局收納取扱金融機関		金沢市企業局收納取扱金融機関	
						(取扱店→本部→金沢市企業局)		(取扱店→本部→金沢市企業局)	
						通知します。		通知します。	
						(宛先) 金沢市企業局企業出納員		(宛先) 金沢市企業局企業出納員	
									
						領収日付印		領収日付印	
									
									(納付者印)

備考 この様式の裏面には、納付する場所を記入すること。

ク

金沢市企業局 下水道事業受益者負担金 この用紙は下記約定期限までに下記の金額 を納付する場合に使用してください。		領収済通知書 翌年度以降分一括用		金沢市企業局 下水道事業受益者負担金 翌年度以降分一括用	金沢市企業局 下水道事業受益者負担金 翌年度以降分一括用
通知書番号 ご依頼人	整理番号 様	整理番号 ご依頼人 様	整理番号 納付額 一括報奨金額 △ 延滞金額 △ 合計額 納期限 年 月 日	整理番号 納付額 一括報奨金額 △ 延滞金額 △ 合計額 納期限 年 月 日	整理番号 納付額 一括報奨金額 △ 延滞金額 △ 合計額 納期限 年 月 日
				<p>上記のとおり領収しましたので 通知します。 (宛先) 金沢市企業局企業出納員 金沢市企業局出納取扱金融機関 金沢市企業局収納取扱金融機関 (取扱店→本部→金沢市企業局)</p> <p>領収日付印 <b>翌年度 以降分 一括</b></p> <p>領収日付印 <b>翌年度 以降分 一括</b></p>	
				<p>上記のとおり領収しました。 金沢市企業局出納取扱金融機関 金沢市企業局収納取扱金融機関 (納付者名) (取扱店名)</p>	

備考 この様式の裏面には、納付する場所を記入すること。

その2

(表)

## 年度 下水道事業受益者負担金納入通知書（口座振替用）

受益者（納付管理人）住所・氏名

.....様

下記の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに金沢市企業局出納取扱金融機関又は金沢市企業局収納取扱金融機関で納めてください。

なお、納付額は、あなたが指定された預金口座から振替納付されます。

受益者氏名

.....様

年 月 日

金沢市公営企業管理者

印

通知書番号	

納 期	5年分割の第 年度分負担金額				円
	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	
納付額	円	円	円	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(裏)

せつめい

この欄には、この負担金を徴収する根拠となった条例の規定の要旨、納付する場所、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

---

その3

受益者（納付管理人）住所・氏名

年 月 日

様

## 下水道事業受益者負担金 口座振替納付の不能について（お知らせ）

あなたの納付額が振替不能となりましたので、至急最寄りの金沢市企業局出納取扱金融機関又は金沢市企業局収納取扱金融機関で納めてください。

※本状（　　月　　日現在作成）の発送と前後して納付された場合は、納付済みにもかかわらず、本状がお手元に届くこともありますのでご了承ください。

年度	下水道事業受益者負担金 期		
年度	期別	整理番号	
納付額	円	本来の納期限	年 月 日
延滞金	円	指定期限	年 月 日
合 計	円		

## 様式第4号（第6条関係）

受益者（納付管理人）住所・氏名

年      月      日

樣

金沢市公営企業管理者

印

## 口座振替納付済通知書

年 月 日から 年 月 日までの間に下記のとおり口座振替により納付されたので通知します。

整理番号	
金融機関名	

納付合計額 円

この欄には、口座振替の方法による納入について注意事項等を記入すること。

様式第5号の備考及び様式第6号の備考を次のように改める。

備考

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

様式第9号を次のように改める。

## 様式第9号（第12条関係）

(表)

(受益者住所・氏名)

年度	負担区		整理番号	
----	-----	--	------	--

樣

## 下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書

年      月      日

金沢市公営企業管理者

印

あなたから 年 月 日付けをもって申請がありました受益者負担金の徴収の猶予については、次のとおり決定しましたから、金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条第2項の規定により通知します。

### (決定理由)

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第7条第 号の規定に該当するので猶予します。  
しない却下

負担金 決定額	徴収の 猶予額	差引 納付額
円	円	円

納期	
1 期	6月1日から6月30日まで
2 期	9月1日から9月30日まで
3 期	12月1日から12月31日まで
4 期	3月1日から3月31日まで

差引納付額の各納期ごとの納付額				
年度	期別	1 期	2 期	3 期
年度		円	円	円
年度		円	円	円
年度		円	円	円
年度		円	円	円
年度		円	円	円

(地目内訳 010は田、020は畠、030は宅地、101は雑種地)

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

様式第10号の備考を次のように改める。

備考

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第14条関係）

(表)

(受益者住所・氏名)

年度	负担区		整理番号	
----	-----	--	------	--

樣

## 下水道事業受益者負担金減免決定通知書

年      月      日

金沢市公営企業管理者

印

あなたから 年 月 日付けをもって申請がありました受益者負担金の減免については、次のとおり決定しましたから、金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第14条第2項の規定により通知します。

(決定理由)

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第8条第2項第 号の規定に該当するので減免しないで却下します。

負担金額	減免額	差引(更正) 負担金額
円	円	円

納期	
1 期	6月1日から6月30日まで
2 期	9月1日から9月30日まで
3 期	12月1日から12月31日まで
4 期	3月1日から3月31日まで

差引（更正）負担金額の各納期ごとの納付額				
年度	期別	1 期	2 期	3 期
年度		円	円	円
年度		円	円	円
年度		円	円	円
年度		円	円	円
年度		円	円	円

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

様式第16号（第19条関係）

その1

(表)

受益者（納付管理人）住所・氏名

年　月　日

様

金沢市公営企業管理者

印

## 督促状

あなたの下水道事業受益者負担金が滞納となっています。

至急最寄りの金沢市企業局出納取扱金融機関又は金沢市企業局収納取扱金融機関で納めてください。

※本状（　　月　　日現在作成）の発送と前後して納付された場合は納付済みにもかかわらず本状がお手元に届くこともありますのでご了承ください。

年 度	下水道事業受益者負担金		期
年度	期別	整理番号	
納付額	円	本来の納期限	年 月 日
	円	指定期限	年 月 日
合 計	円		

(裏)

この欄には、納付額を納付しなかった場合において、執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

その2

(表)

受益者（納付管理人）住所・氏名

年 月 日

様

金沢市公営企業管理者

印

## 督促状

(口座振替納付不能分の再振替について)

あなたの下水道事業受益者負担金をご指定の口座に請求しましたが、振替になりませんでした。つきましては、再度振替の手続をいたしますので、再請求振替日の前日までに下記金額をあなたの預金口座にご入金ください。

※本状（　　月　　日現在作成）の発送と前後して納付された場合は納付済みにもかかわらず本状がお手元に届くこともありますのでご了承ください。

振替できなかった理由

整理番号	年度	期分	金額

金融機関名

再請求振替日	年 月 日

この欄には、納付額を納付しなかった場合において、執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

## 附 則

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- この規程の施行の日前に交付された改正前の金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の規定による納入通知書等は、改正後の金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市公営企業管理者 松 滋 人

## ●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改

正する。

題名を次のように改める。

#### 金沢市排水設備工事業者規程

第1条中「の指定」を「及び責任技術者」に改める。

第2条中「次」を「次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号」に改め、同条第2号中「、施行及び監督」を「及び施行等」に、「責任技術者資格者名簿に」を「責任技術者として認め、」に改める。

第3条第3項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「としての資格を有する」を「の登録を行った」に改める。

第5条第1項中「第3条第1項の」を「条例第7条第1項の規定による」に改め、同項に後段として次のように加える。

条例第7条第3項に規定する指定の更新（第9条第2号において「指定の更新」という。）をしたときも、同様とする。

第5条第2項及び第3項を削り、同条第4項を同条第2項とする。

第6条中「及び前条第1項」を削り、「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

第7条第2項中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第8条第1項中「取り消し、又は1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該指定の効力を停止する」を「取り消す」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、排水設備工事業者に酌量すべき特段の事由があると認められるときは、管理者は、当該指定の取消しに替えて、1年を超えない期間を定め、当該指定の効力を停止することができる。

第8条第1項第1号を削り、同項第2号中「第4条各号」の次に「のいずれか」を加え、同号を同項第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(8) 不正の手段により条例第7条第1項の規定による指定を受けたとき。

第8条第2項を削る。

第9条第1号中「第3条第1項の」を「条例第7条第1項の規定による」に改め、同条第2号中「第6条において準用する第3条第1項の規定により」を削り、同条第3号中「排水設備工事業者から排水設備工事の」を削り、同条第4号中「前条第1項」を「前条」に改める。

第12条中「次に掲げる事項を遵守しなければ」を「法令等が定めるところに従い適正な排水設備工事の施行に努めなければ」に改め、同条各号を削る。

第13条の見出しを「(工事記録の作成)」に改め、同条中「その施行した」を「施行した」に改め、「ごとに」の次に「、責任技術者に」を加え、「を記録した帳簿を作成し、その営業所に備え、」を「に関する記録を作成させ、当該記録を」に改める。

様式第3号中

--	--	--	--	--	--

(注1) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「測量用の機械器具」、「排水管清掃器」の別を記入してください。

(注2) この調書に記入した機械器具及びその数量を有することが確認できる写真を添付してください。

--	--	--	--	--	--

改める。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市公営企業管理者 松 滋 人

#### ●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程の一部を改正する規程

金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 病院事業管理規程

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

### ●金沢市病院事業管理規程第2号

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市立病院職員就業規則（平成25年病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第41条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、「を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を改正後の第41条第2項に規定する勤務の制限の初日とする同項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。